

広島県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第二項の規定によつて、次のとおり告示する。

平成二十五年五月七日

広島県監査委員 犬童英徳  
同 門田峻徳  
同 高橋義均  
同 佐藤均

一 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
後藤 紀一	広島市安佐北区深川六丁目四八四
大植 伸	広島市中区平野町八八リパーク平野町二二二
森山 直樹	広島市中区西十日市町九一三 第三NYビル六一
蝉川 公司	広島市中区白島九軒町二二一八二
黒木 敬	広島市中区上幟町七一二一五二
高森 千夏	広島市西区庚午南二丁目四一

二 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査を補助できる期間

平成二十五年四月二十五日から平成二十六年三月三十一日まで